

平成29年 第6回

教育委員会定例会会議録

とき 平成29年6月13日

品川区教育委員会

平成29年第6回教育委員会定例会

日 時 平成29年6月13日(火) 開会：午後2時00分
閉会：午後3時39分

場 所 教育委員室

出席委員 教 育 長 中島 豊
教育長職務代理者 菅谷 正美
委 員 鈴木 敏夫
委 員 富尾 則子
委 員 海沼 マリ子

出席理事者 教 育 次 長 本城 善之
庶 務 課 長 品川 義輝
学校計画担当課長 篠田 英夫
学 務 課 長 有馬 勝
指 導 課 長 熊谷 恵子
教育総合支援センター長 大関 浩仁
品川図書館長 横山 莉美子
統括指導主事 山本 修史
統括指導主事 堀井 昭宏

事務局職員 庶 務 係 長 小林 則雄
書 記 前田 隼穂
書 記 高下 聖矢

傍聴人数 2名

そ の 他 品川区教育委員会会議規則第14条の規定に基づき、会議の一部を非公開とした。

次第

- 報告事項 1 平成 29 年度教育委員会事務事業概要について
- 報告事項 2 平成 29 年度品川区電力節減方針について
- 報告事項 3 学事制度審議会第 8 回の報告について
- 報告事項 4 品川区立学校における体罰の実態把握について
- 報告事項 5 事務局職員の任免等について

平成29年第6回教育委員会定例会

平成29年6月13日

【教育長】 ただいまから平成29年第6回教育委員会定例会を開会いたします。

本日の署名委員には、富尾委員と海沼委員を指名いたします。よろしくお願ひいたします。

本日は傍聴の方がおられますので、お知らせいたします。

まず、本日の会議の持ち方についてですが、日程第1、報告事項5 事務局職員の任免等についての会議の持ち方についてお諮りします。日程第1、報告事項5は人事に関する案件ですので、品川教育委員会会議規則第14条の規定に基づき、非公開の会議といたしますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【教育長】 異議なしと認め、本件につきましては、全ての日程の終了後に審議することといたします。

それでは、本日の議題に入ります。日程第1、報告事項1 平成29年度教育委員会事務事業概要について、理事者より説明をお願いいたします。

教育次長。

【教育次長】 それでは、報告第1の事務事業概要について、ご報告をさせていただきます。まず私のほうから、冒頭部分中心に、全体の概観的な部分をご説明させていただきます。その後、各課長から、各課分についてのご説明をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

まず、それでは、黄色い表紙の事務事業概要1ページを開いていただきますと、初めのところ、「品川区教育委員会の教育目標および基本方針」でございます。この四角の中の囲みにありますように、教育委員会が定める教育目標としては、この5項目の柱で構成されているところでございます。こちらの目標を踏まえまして、その次のページになりますが、2ページでございます。

教育委員会としての、「基本方針」ということで、それをもとに総合的に教育施策を実施しているものでございます。29年度版も前年度と変更はございませんが、少しだけ確認させていただきますと、2ページの1、初めの柱としては人権教育の推進を、その下のほうですが、2として、確かな学力の定着と向上を、そして右側の3ページで、3の、体力・運動能力の向上と国際理解教育の推進を、そして下の4として、家庭・学校・地域の連携強化がでございます。ページめくっていただきまして、4ページでございますが中ほど、5の、伝統・文化の継承と読書環境の充実、この5つの柱が基本方針として定めているものでございます。

次に、5ページのほうになりますが、1の教育委員会でございます。教育委員会の概要というところにありますように、平成27年4月1日施行の地方教育行政法の改正によりまして、新「教育長」を設置されたところでございますが、品川区におきましても、29年、この4月13日から新しい体制に移行しているところでございます。

続きまして、6ページのほうを見ていただきますと、教育委員会事務局の組織でございます。庶務課、学務課、指導課、教育総合支援センター、そして品川図書館の5課体制で、

庶務課の中に、引き続き学校計画担当課長を置いているものでございます。

右側の7ページを見ていただきますと、Ⅱの、「品川教育ルネサンス」についてでございます。一番上の丸印のところ、教育改革「プラン21」から「品川教育ルネサンス」へのところの下の方になります。従来より取り組んできました、教育改革「プラン21」で培った成果を踏まえつつ、新しい教育改革方針を「品川教育ルネサンス」と名づけ、取り組みを進めていくものでございます。

その下の、品川教育ルネサンスで目指す教育の内容といたしましては、一番下の方になります。品川区の義務教育9年間の教育体制の構築、そして「地域とともにある学校づくりの推進」、そして「品川区立学校教育要領の策定」として、この3つの取り組みを柱として、進めていくものでございます。

ページをめくっていただきまして、8ページになりますが、その3つの柱についてでございます。一番上の柱、義務教育9年間の教育体制の構築のところでは、学事制度に関する検討としまして、3行目でございますが、「学事制度審議会において、小学校・中学校・義務教育学校の3校種体制におけるそれぞれの学区や学校選択制の在り方」といった、いわゆる学事制度に関する検討等を行っていくものでございます。

その下の、地域とともにある学校づくりの推進といたしましては、冒頭でございます。「保護者、地域住民、学識経験者が学校運営に参画することで、学校と地域住民が一体となり」まして、品川コミュニティ・スクールを進めていくものでございます。

そして最後に、「品川区立学校教育要領」の策定といたしましては、国の学習指導要領が示される中、品川区小中一貫教育要領を全面改訂して、「品川区立学校教育要領」として策定するものでございます。

それから、ずっと飛びまして、最後に55ページのところをちょっと見ていただきますと、教育予算についてでございます。29年度は、上の四角にあります。教育費、全体で162億4,704万8,000円ということで、品川区の一般会計予算の9.9%の構成率になっておりますが、その教育費、前年度と比較しますと、25億7,000万ほどの増で、18.9%ほど増えていますが、主な要因は、学校改築費等の増によるものでございます。

以上、雑駁ですが、教育予算のことを含めた概括的な説明をさせていただきました。以下、各課長による説明とさせていただきます。

【庶務課長】 それでは私から、庶務課の事務事業概要についてご説明させていただきます。

それでは、10ページをごらんください。庶務課は、教育委員会事務局全体の総括的な事業を担当しており、教育委員会の開催、予算・決算の総括、行政財産の管理をはじめとしまして、学校勤務職員の人事、学校施設の改築・維持、そして文化財の保護、学事制度審議会の運営などを担当してございます。

係の構成としましては、庶務係、施設係、教育施設調整担当、文化財係、学校計画担当となっております。この中で、学校計画担当課長が、教育施設調整担当及び学校計画担当を受け持つこととなっております。

それでは、11ページをごらんください。庶務係です。教育予算、教育委員会、統計調査など、総括的な業務に加えまして、12ページをごらんいただきますと、学校勤務職員について、区費負担職員の人事・研修、それから都費負担職員も含めた健康管理を行って

おります。特に、定期健康診断の受診率は、過去3年間100%となっております。

12ページ下段をごらんください。PTA関連事業でございます。少年少女スポーツの普及をはじめとしまして、家庭教育に関する講演会やワークショップ、家庭や地域の方々と交流を深める地域活動などを支援しております。

続きまして、13ページ下段をごらんください。家庭教育力の向上支援でございます。家庭での教育を支援するために、家庭教育ブック、家庭教育チェックシートを作成し、1年生から9年生の保護者全員に配付をしてございます。

その下、子ども地域活動支援事業でございます。学区外の学校を選択している児童を、住所地の町会等の行事に参加を促す事業でございます。対象学年は1年生から6年生となっております。

続きまして、14ページをごらんください。ページの中段、施設係でございます。学校の維持・管理・修繕に関することを行っております。今年度行う改修工事につきましては、トイレ、照明のLED化、屋上防水、プール、校庭整備など、14ページから16ページの表にまとめてございます。おおむね、過去3年分の実績も入れてございます。

それでは17ページをごらんください。文化財係でございます。文化財係は、文化財保護審議会の運営、文化財の保護として、修理・保存のための奨励金や補助金の支払い、文化財めぐりなど、普及啓発事業を進めております。また、18ページの下段、埋蔵文化財の発掘・整理・調査・記録作成を行っております。指定文化財の件数、文化財めぐり、埋蔵文化財の件数及び実績については、表のとおりでございます。

そのほかにつきましては、学校計画担当課長よりご説明をさせていただきます。

【学校計画担当課長】 それでは、私からは、庶務課の残り2つの事業についてご説明をさせていただきます。16ページにお戻りください。16ページの下の方、教育施設調整担当でございます。こちらは、学校の改築を担当してございます。本年度は、4校について、現在学校改築が進んでおりますので、各校の進捗状況について、簡単にご報告をさせていただきます。

芳水小学校につきましては、昨年度から改築工事が始まりまして、今年度も引き続き第一期工事、校舎の重立った部分の工事が進んでおります。完了の予定は、平成30年の12月を目途にしておるところでございます。

それから、城南小学校につきましては、今年度当初から改築工事に取りかかる予定ではございましたけれども、昨年度の調査の段階で埋蔵文化財があるということがわかりましたので、今年度はまず発掘調査を行うということで、現在、調査のための準備作業に取りかかっておりまして、今月後半の来週あたりから、本格的調査を開始する予定でございます。こちらの発掘調査を、おおむね11月ぐらいまでを目途に行いまして、12月から、校舎のほうの改築工事に着手するという予定で進んでおるところでございます。

それから、後地小学校は、昨年基本設計を行いまして、本年度は実施設計を行うことになってございます。またあわせまして、来年度から本格的な工事に入る予定でございますけれども、今年度の後半から、その準備作業に取りかかる予定でございます。

それから鮫浜小学校でございますけれども、こちらは、今年度から改築に取りかかるということで、現在、設計の委託業者を決定するためのプロポーザルに取りかかってございます。各業者から応募がございまして、現在、このプロポーザルの作業が進行しており、

業者のほうが決まるのが、おおむね8月ぐらいを予定しているところでございます。その後、今年度末までに基本設計を行うという予定になってございます。

続きまして、19ページをお開きください。学校計画担当でございます。こちらは、学事制度審議会の運営になります。学事制度審議会につきましては、これまでも、随時ご報告をさせていただいておりますので、内容につきまして、この設置の経緯ですとか、委員構成、審議事項に関しましては割愛をさせていただきます。

真ん中からやや下の、審議期間でございます。こちら、昨年の10月に審議会が設置されまして、今年、おおよそ9月ぐらいを目途に中間答申が出される予定でございます。その中間答申におきまして、パブリックコメントをかけまして、広く区民をはじめとする皆様からの意見を募るといことで、それらを反映させたものとして、最終的に、今年度末、来年の3月までに最終答申をいただくという形で、進行する予定でございます。

なお、これまでの開催実績につきましては、下の表にまとめてあるとおりでございます。

私からは、以上でございます。

【学務課長】 じゃあ続きまして、学務課の事務事業概要をご説明いたします。恐れ入りますが、20ページをお開きください。

学務課は、2係1担当の体制で事務を行っております。事務分掌でございますが、学事係は、学校教育法に基づく就学事務、学級編制をはじめ、教材教具や校具等の整備、学校の維持運営、就学援助等の業務を行っております。

校務情報管理対策担当では、情報安全管理対策や、学校事務システム等システムの管理、並びに、学校のICTの推進を行っております。

保健給食係は、学校保健、学校給食、そして郊外授業の事務を執行しております。

20ページ下段から、21ページ上段にかけては、他課との連携事業を記載してございます。

次に、各係の事務事業についてご説明いたします。

まず、学事係の学校選択制ですが、社会の変化に対応した学校教育の内容の充実と質の向上を目的に、特色ある教育活動の展開や、より子供に適した教育を受けさせたいという保護者のニーズ等によりまして実施しているものでございます。小学校は4ブロック、中学校及び義務教育学校は区内全域から選択可能としています。

22ページにまいりまして、2段落目になりますが、29年度の希望申請の割合でございます。小学校段階では25.3%、中学校段階では26.3%となっております。9ページに、小中学校及び義務教育学校の希望申請状況の一覧をあわせて掲載してございます。選択制にかかるスケジュールにつきましては、この22ページ中段やや下に記載のとおりでございます。

次が、学級編制でございます。23年度から、第1学年の標準が35人編制となっております。また、都が実施する小学校2学年の加配、中1ギャップ加配により、第2学年と第7学年につきましては、35人学級に対応できる教員加配措置という制度がございます。

次に、学級編成の状況ですが、過去3カ年の学級数、児童生徒数、そして学年別の内訳を、この表のところに示してございます。

あわせて、巻末の資料の56～57ページにおきまして、5月1日現在の、学校別児童生徒数・学級数を掲載しているところでございます。参考に見ていただければと思います。

続きまして、23ページの下のほうになります。設備・備品等の整備・維持でございます。内容は、教育活動にかかわる教材教具の購入、学校の維持管理に関する事務、学校運営にかかる設備・備品等の整備等を行っております。

次、24ページの就学援助でございます。学校教育法第19条に基づきまして、経済的理由により就学が困難と認められた児童・生徒の保護者に対し、学用品費や給食費など、必要な援助を行っております。28年度の受給率は、小学校で20.1%、中学校で30.3%となっています。

続きまして、25ページをごらんください。校務情報管理対策担当ですが、情報管理安全対策として、学校が保有する全ての情報の安全確保及びシステムの適正な管理運営を図るため、情報管理安全対策運用規定や手順書等を定め、情報の安全管理に努めております。

次の、各システムの運用管理ということでは、学校事務システムや校務システム等の運用を行っているところでございます。なお、この校務システムでございますが、新たなシステム構築に向けて、昨年度より開発を行っております。新システムの運用開始は、31年度当初を予定しているところです。

ICT化の推進では、今年度は3点の取り組みを行います。

まず1点目、25ページの下の方の白丸のところになりますけれども、プロジェクターや書画カメラ等を、平成6年度配備した学校以外の学校、24校に配備する予定です。これにより全校で配備完了となります。

それから26ページにまいりまして、白丸の2つ目になりますけれども、2点目としては、パソコン教室のパソコンを、順次タブレット型パソコンに入れかえていくということで、今年度は24校を予定しています。

そして3点目ですけど、校内LANの整備ということです。既に18校整備済みでございますが、今年度は8校を予定しています。

次に、保健給食係でございます。

まず、学校保健ですけれども、学校保健法に基づき、定期健康診断をはじめとした児童・生徒の健康管理や学校環境衛生の維持に努めております。

28年度の健康診断より、新たにモアレ検査を用いた脊柱側彎症検診を実施するとともに、運動器検診の充実を図っているところです。

学校給食につきましては、学校教育の一環として実施しており、調理は各学校で行っております。保護者から徴収する給食費は、全て食材費に充てています。1食当たりの単価は、この表のとおりでございます。27ページが一番下になりますけれども、給食食材の放射性物質検査でございます。ヨウ素、セシウム、ストロンチウムの測定を実施しておりますけれども、今年度につきましては、ストロンチウムの検査方法について見直しを図っております。

次に、28ページになります。食物アレルギー対応ですけれども、全校にアレルギー対応委員会を設け、組織一丸となってアレルギー対策に努めております。

グローバル給食は、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を見据え、区内に大使館・領事館が点在するという地の利を生かし、食を通して交流を図る、そして国際理解を深めるという授業でございます。今年度も、小学校2校で予定をしています。

日本スポーツ振興センターは、学校管理下における児童・生徒の負傷や傷病に対する災

害給付を行っております。品川区におきましては、掛金、保護者負担分も含めて全て区負担としているところでございます。

続きまして29ページ、郊外施設でございます。移動教室は、教育課程の一環として行っているものです。6学年が日光で、第7学年は、今年度より磐梯高原に一本化して行っております。

最後に多子家庭給食費でございます。所得制限がございますが、義務教育を受けている児童・生徒が3人以上いる世帯の3人目以降の給食費を補助するというもので、品川区独自の制度として実施しているものです。

学務課所管の事務事業については、以上でございます。

【指導課長】 続きまして、30ページから指導課に関わる事務事業概要でございます。

指導課では、教職員の人事服務等に関する事、教育施策の企画及び推進に関する事を担っております。

事務分掌ですが、教職員人事係、指導主事、学校地域連携係の3つのラインで進めております。

31ページをごらんください。まず、教職員人事係の主な事務事業ですが、人事関係の業務を中心に行っております。31ページの一番下、区固有教員の採用でございますけれども、平成29年4月1日現在、24人の教員を任用しております。本年度は、平成30年度に任用する教員6名程度の採用事務を行っております。

続きまして、32ページ、33ページでございますが、ここに掲載しておりますように、教育管理職の選考手続き、臨時的任用教員及び代替職員、非常勤講師等の任免、服務関係、教育実習に関する事務、教職員の給与・旅費、そのほか災害対策のための教職員待機寮の維持・管理に関する事務を行います。体罰根絶を図るための取り組み等、服務事故防止に向けた取り組みを行っております。

続きまして、34ページをごらんください。指導主事及び学校地域連携係の主な事務事業です。大きな項目といたしましては、上から3つ目、一貫教育の推進がございます。今年度は、品川区立学校教育要領の策定に向け、品川教育検討委員会及び各教科の目標・内容等を検討する教科等検討部会を運営していきます。

続きまして、ページの一番下をごらんください。学力定着度調査でございますけれども、こちらにつきましては、これまで4年生と7年生で実施してきた区独自の学力調査を、今年度からは2年生から9年生を対象に実施することで、児童・生徒の学力向上および学校改善に努めてまいります。

35ページをごらんください。中段の下、学校地域連携推進でございますけれども、次年度の全校展開に向け、今年度は品川コミュニティ・スクールを31校指定し、地域で育てる9年間の義務教育を推進してまいります。

1枚おめくりいただきまして、36ページ。上から2つ目でございます。品川英語力向上推進プランです。1年生から6年生の英語では、全校でALTやJTEを活用した区独自のカリキュラムを推進してまいります。

次の、ジュニア・イングリッシュキャンプについて、今年度からは、全小・義務教育学校の4年生を対象としたジュニア・イングリッシュキャンプ等の授業を行ってまいります。また、7年生から9年生を対象に、ALT派遣、グローバル人材育成塾やイングリッシュ

キャンプの開催、品川イングリッシュレッスン500の実施などを行ってまいります。

続きまして38ページ、オリンピック・パラリンピック教育推進事業でございます。今年度も東京都の委託事業を受け、全校が「よい、ドン！スクール」として、4つのテーマと4つのアクションに基づく、さまざまな取り組みを展開してまいります。

1ページお戻りいただきまして、37ページになりますが、区といたしましては、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、区内開催予定協議である、ホッケー、ビーチバレーボール、また応援協議であるブラインドサッカーの体験教室を実施いたします。また、高学年用に続きまして、低学年用の、品川区独自教材の作成、また、教職員向けの実践事例集を作成し、それらを活用したオリンピック・パラリンピック学習を推進してまいりたいと思います。

以上でございます。

【教育総合支援センター長】 私からは、教育総合支援センターの主な取り組みについてご報告いたします。39ページからごらんください。上段に示してございますように、各学校の教育課程、いじめや不登校をはじめ、健全育成、特別支援教育、個別相談、そして教職員のための研修、大きくは5つの柱について、教育事務係、指導主事、特別支援教育係、この3つのラインで運営してまいります。

おめくりください。40ページ中段に、教育事務係の内容についてお示ししてございますが、大きなものとしていたしましては、教育資料展示室（教科書センター）の運営、そして次の41ページにお示ししてありますように、市民科・各教科の副教材、副教科書等の学校への配布等を行っております。

また、教育相談室を運営いたしております。利用状況につきましては、41ページ下段の表に示しているような状況で、各区民が利用をいただいているところでございます。

おめくりください、42ページに入ります。適応指導教室マイスクール八潮、そして昨年度よりマイスクール五反田の運営も行い、区内区立学校の児童生徒の不登校の未然防止、あるいは、陥ってしまった児童・生徒の、早期の学校への復帰を進めている最中でございます。

続きまして、指導主事の業務でございますが、42ページ中段よりございますように、HEARTS、品川学校支援チームと指導主事が連携をしながら、各学校におけるいじめを早期に発見し、防止に努めているところでございます。また、不登校対策といたしまして、こちらは、マイスクール八潮、マイスクール五反田とも指導主事が連携をしながら、不登校対策も進めております。

なお、43ページのほうに移りますが、体力向上施策といたしましては、今年度よりテクニカルアドバイザーを全校に配置いたし、運動に関する子供たちの興味関心を高める取り組みを全校で取り組んでおります。

また、市民科の推進、人権・同和教育の推進を行う。44ページに進みますが、そのために教員研修を、都が行う研修とは別に、区としての研修を充実させているところでございます。

45ページにお進みください。特別支援教育係のほうでは、教育環境の整備といたしまして、新たな特別支援学級の設置等を進めているところでございます。就学相談の実施も例年件数が増えておりまして、表に示してございますように、昨年度は212件の就学相

談の対応をし、年々増加の傾向がございます。また、介助員・学習支援員を、子供の実態に応じて学校へ配置してございます。

46ページにお進みください。子供たちの学校での具体的な様子を、特別支援教育の観点から観察して、いじめの防止であったり、不登校の未然防止につなげるべく、2週間に1回程度、巡回相談員を、これは区独自で配置をしております。

そのほか、特別支援教室が、今年度より全小学校あるいは義務教育学校前期課程でスタートいたしました。次年度より中学校、および後期課程でもスタートできるように、現在準備を進めております。

教育総合支援センターにつきましては、以上でございます。

【品川図書館長】 私からは、品川区立図書館についてご案内させていただきます。恐れ入りますが、47ページをお開きください。

品川区立図書館は、区内10館の図書館で運営しております。平成27年度からは、さらなるサービス向上のために、品川図書館を除く地区館9館に、指定管理制度を導入いたしました。中ほどが、実際の事務分掌になっております。事務機能につきましては、品川図書館で処理をしています。

下段に移りまして、他課との連携事業でございます。一番下段、学校図書館サポートでございますが、こちらは特に、学務課と連携いたしまして、各学校に、学校図書館の運営支援員を派遣して、図書館サポートを強力に推し進めていくところでございます。

次ページにお進みください。上段に図書取次サービスをご案内しております。こちらは、予約した図書館資料につきまして、駅に設置しましたサービスコーナー、大井町と武蔵小山について、貸出、返却のサービスを行っているところでございます。

中ほどから、事務事業をご案内しております。

星の6つ目でございますが、レファレンスについてご案内いたします。こちらは、区民の調査研究のためにご質問にお答えして、図書館の職員が調べてお答えするようなサービスを行ってございます。

次ページにお進みいただきまして、最上段、障害者サービスでございますが、こちらは、活字を読むことが困難な障害のある方へ、音訳図書、マルチメディア・デージー図書、拡大写本を貸し出しするサービスでございます。来館が困難な方については、自宅配本サービスを全館で実施してございます。

中ほどにございます、インターネットサービスでございますが、こちらはインターネットを通じ、区内図書館の所蔵図書やCDなどの検索や予約、貸し出し状況の確認などができるサービスでございます。

ページをおめぐりいただきまして、中ほどに、図書館の開館時間をご案内してございます。月曜日から土曜日までが午前9時から午後8時、日曜・祝日に際しては午前9時から午後7時まで開館してございます。

また、本年度の図書館の大きな事業といたしまして、星の5つ目にございます、大崎図書館の移転がございます。こちらは、大崎図書館の施設の老朽化および北品川五丁目における品川産業支援交流施設の開業に伴って、平成30年度に、御殿山小学校西側敷地への移転を予定してございます。移転後は、新しい大崎図書館、大崎駅西口での取次サービス、および芳水小学校内での図書館機能の施設、3拠点で営業する予定になっております。

最下段をごらんください。デジタルサイネージの導入につきまして、昨年度から導入しております2台のサイネージにつきまして、今年度さらに総合的にご案内するインフォメーションやイベント等の時事的な情報を提供してまいります。

次のページにお進みいただきまして、NDC10版への移行でございますが、こちらは、日本十進分類法の改正に伴いまして、本の分類シールを取りかえる作業を行って、利用者の利便を図ってまいります。

最後でございますが、図書館広報誌の発行につきまして、平成23年度から図書館広報誌を発行し、年2回定例号を発行して、図書館が身近に感じられるように、特に20代の若い世代の方をターゲットに発行しているものでございます。

次にお進みいただきまして、52ページに、施設の一覧をご案内してまいります。蔵書につきましては、一番下の合計欄、一般図書・児童図書合わせて、およそ100万冊の蔵書がございます。

次のページにお進みいただきますと利用状況集計がございまして、右下段のほうにご案内しておりますが、昨年度の貸し出し総数は353万冊、有効登録者数については14万人を数えております。こちらについては、昨年度より微増になっております。

最後に、54ページをごらんください。昨年度の図書の購入実績でございますが、右側下段、購入実績、1億8,000万円ほどで、昨年度同様となっております。

ご案内は以上です。

【教育長】 説明が終わりました。教育委員会事務局の今年度一年度間の総事業の概要ということで、かなりのボリュームがある内容について、事務局の課長のほうから説明がありました。

一つ一つ、これ細かく協議するというわけにもいきませんでしょうから、特に、新規の事業ですとか、課長が今説明を中心的に行ってきた事業、また、これまでの事業の中で確認をして、今年度の実施状況を少し詳しく知りたいというようなところに絞り込んでいただいて、ご意見、またご質問を出していただければと思います。

それでは、どなたからでも、よろしく願いいたします。

では、職務代理をお願いします。

【菅谷教育長職務代理者】 今、教育長がそういう方針で話をしようというのに、ちょっと外れちゃうので、申しわけないと思うのですが、それは何かといいますと、私、今年度、昨年度からそうなのですけど、私どものこの教育委員会が、品川の教育、やっていることの一番大事なコンセプト、何かというと、品川の教育ルネサンスということを旗印にやっているはずだと、私は思っています。ところが、今日の事務説明、いろんな事務が入っていて、それはそれでいいと思うのですが、各課の枕の中にも、その教育ルネサンスのこと、何も入っていない。

となると、何のための事務事業なのかなということが、一番問われているのではないかなと思うのです。やっぱり最初に掲げた大きな方針があって、その方針を受けて、ルネサンスの中身に3つあるよと。3つをやるところは、例えば、庶務課なり、何課と分かれていますけれども、その最初の意義のところ、庶務課としてルネサンスのことを踏まえてこれをやるというような文言が、僕、どっかになきゃおかしいのじゃないかなと、いつも思うのですよ。それが欠けているのが、ちょっと気になります。

それから、事務事業というのは、やっぱりこのルネサンスで掲げている大きな教育目標をベースとして具体化するものですから、関連性をどこかで、今言ったように、各課の頭の出だしのところにそれが欲しいなというのが1つ。

もう1つ、この事務事業は、教育ルネサンスの中に入っている3つの柱のどれに関連するかと、その辺の提示がないと、何だらはっきりわかんないなという感じがしてしまうんです。申しわけないんですけども。

ほんとう、もうちょっと言うと、25年の教育目標にしても、基本方針にしても、これ、改訂してきたわけですけども、やっぱりまだ品川教育ルネサンスのコンセプト、これが入っていないんですよ。そのことを非常に僕は、何ていうのかな、やっていて変な感じします。はっきり申し上げて。

例えば、7ページ開けていただきますと、教育改革「プラン21」から「品川教育ルネサンス」へと変わったとやっています。当然ですけど、10年たってそれをまた集大成して、私どもは品川教育ルネサンスということをやったのですよ。ところが、例えば、例えば、例えばなので、すごく申しわけないと思うのだけど、指導課の35ページを見てください。

35ページに、特色ある教育活動の経費とありますね。この経費の言葉、名称が、まだ「プラン21」なんです。そうすると、プラン21の次に教育ルネサンスやるとしたら、そこで「プラン21」という事業の名前を載せるのは、何か変じゃないですか。その辺のところを、きちんと見ていかないと、やっぱり何だろう、先を見ている品川区と言えない。

その辺のところ、ぜひ再考、再考というか、すぐやれとは言いません。いろんなもの、みんながかかわってきてやってきたものだけど、やっぱりきちんとしたものが通っていないというのは、一番寂しいと思います。個々の事業は一生懸命やっているんです。それ、よくわかります。でも、少なくとも、その、受けた形で、各課はこういうものでやりますとか、事業はどれが関係していて、どれが一番メインでやりましょうというところに、ぜひそういう形を書いていただければいいかなと思っています。

個々の事業の前に、やっぱり教育委員会の体質として、それは問われちゃうんじゃないかなというふうに、私は強く思うわけですね。どなたにご質問しているわけじゃありませんけれども、私ども、これ教育委員会の5人の中でも、やっぱりそれは感じていらっしゃるんじゃないかなという感じがしたので、一言申し上げました。

以上です。

【教育長】 ありがとうございます。

じゃあ、教育次長。

【教育次長】 そうですね。今、おっしゃられたところで、編集上の工夫というのは、さらに工夫する必要がある面は、確かにあるかと思っています。

今回につきましては、特に、前々年度あたりから見ると、特に昨年度、教育ルネサンスと正面からうたうことになりましたので、一方で、プラン21を引き継ぐということで、この歴史的な流れも踏まえて、どういう方向で進んでいくかというのを、ちょっと冒頭でまとめて書いたという形にはなっています。

ただ、今、おっしゃられたように、各事業との個別的な連関というのが、ちょっと見えにくいところが確かにあるところはあるかと思うのですけれども、趣旨としては、全体と

してそういう方向へ向かっていくということをちょっと明示したようなところはあります。

あと、ちょっと細かいことになりますけれども、指導課の35ページのプラン21ということで、これは、平成29年度予算の中で、予算上の名目としても、まだプラン21という言葉を引きずってしまっているところもあったんですが、特段に、来年度予算に向けては、正面からルネサンスという言葉で、改めて今整理しているところで、ちょっと過渡期分で、ちょっと残っちゃったところがあったということです。

あと、基本方針と目標等は、今現状ではこういう形になっていて、これから可能性としては、品川区の教育要領等々検討していく中で、新たな、ルネサンスを位置づける中での議論が煮詰まってきた段階では、これらも含めて見直したりする必要性が生じてくるかもしれないとは、今のところ考えております。

ちょっと、大ざっぱになってしまいましたが。

【教育長】 委員の皆様、いかがですか。今、菅谷職務代理から、なかなか、根幹にかかわるお話をいただいたところなのですからけれども。

次長の、大方3点いただいたうち、プラン21の名称が残っているということにつきましては、予算書または長計との関連があって、なかなか全面的に一遍には切りかえられないという事務局の状況もあったように思いますが、プラン21ベースでルネサンスがあるということは、もう間違いないことなので、その辺はタイミングを見て、最新の名称を使っていけばいいかなとは思いますが。

それよりも、教育目標と、それから巻頭言に書いてある品川教育ルネサンスの考え方と、それぞれの課の、それを受けての事業実施ということの、縦に貫く部分は、今後やはり検討していく必要があるのかなと思います。教育目標は、もしかしたら長計以降ということになってくるのかもしれませんが。

今、新しい学習指導要領ベースで考えている教育内容でも、カリキュラム・マネジメントということが言われていますよね。要は、1つの学校のカリキュラム構想をどのように貫いて全体をマネジメントしていけるかということが、各学校でもこれから求められてくる中で、同じようなところが、教育委員会にも言えるのかなという感じがします。

もちろん、それぞれルネサンスのいろいろな考え方をベースにして事業を展開しているんですけども、それをより明らかにしていく意味でも、例えば指導課は品川コミュニティ・スクールという言葉を入れていますけれども、ただその言葉を入れるだけじゃなくて、どのような考え方を、今年度はどういうふうに展開していくんだという、それぞれの課の事業に関わるビジョンみたいなものが、リード文の中にあふれてきてもいいのかなという思いはいたします。

どうですか、菅谷職務代理。

【菅谷教育長職務代理者】 はい。いろいろあるんですけども、事務事業概要というのは、やっぱり外に向かってお見せする部分もある。そうすると、品川、あれだけ大々的にルネサンス標榜していたのに、ルネサンスとつくものが、どれが何と言われたときに困ってしまうんじゃないかなという感じがする。それぞれの事業がきちんと明記してわかりやすくということは、それはちゃんと書いてあるんですが、何のためにそれをやっているかということにつながりがないかなという感じがします。

ぜひ、うるさいことを言うようだけど、言う人がいないとやらないと思って、言わせて

いただきました。

【教育長】 1つ目の義務教育学校は、当然学事制度にもかかわってくるし、学校改築にもかかわってくる。それからさまざまな法改正にもかかわってきて、庶務課や学校計画担当、場合によっては学務課にも、指導課にもかかわる内容だろうと思いますし、コミュニティ・スクールは、主たるところとしては指導課がやっていますけれどもね。さらにまた、教育内容についてはセンターがやっていますが、いろいろ部署がかかわってくる部分かなと思います。

ぜひ次年度の、これは改訂に向けてという形で……。

【菅谷教育長職務代理者】 もう、もちろんそうですね。

【教育長】 よろしいでしょうか。そんな視点も持っていただけるといいなと思いますが。

ほかの委員の皆様、どうですか。よろしいでしょうか。

【海沼委員】 小さいことでもよろしいですか。

【教育長】 どうぞ、海沼委員。

【海沼委員】 13ページの、一番下段のところ、子ども地域活動支援事業ってありますよね。今年度から全部カードを配付していただいたんですけども、低学年はちゃんとケースに入っていますよね。今年度いただいた高学年は、ケースに入っていないくて、カードだけいただいたんですよ。そうしますと、そのカード入れを探そうと思うとないんですよ。ですからうちの町会の青少年部にも、どこかで見つけて買ってあげてとは言ってはありますけれども、できれば高学年にもカード入れをあげてほしかったなと思いました。

【教育長】 それはね、やはりちょっと。

【庶務課長】 ちょっと、内部で議論になりました。この、入れるケースというのが、ちょっと予算的に非常に高額なものでして……。

【海沼委員】 そうですよね、ちょっと違いますものね。

【庶務課長】 その辺を考えたとか、あと、当初はケースを用意したのは、小学校1年生を対象にやる事業ということで、失くさないようにというところが非常に大きかったところがあります。それで今回対象を5、6年生にしたところで、いろいろ考えてみたんですが、5年生から6年生に対して、ケースを首から下げてる子がどのぐらいいるのかなというところをちょっと考えてみたんですね。それと、やっぱりこのケースのコスト、ここら辺を考えて、少し利用が少ないんじゃないかなというところを考えたところのゆえの結果として、カードだけを配付するというような形で、我々としては考えました。

【海沼委員】 はい。

【教育長】 実際、そういう形で配付しているわけですが、このような形で届けていただけると、事務局としての次年度の方向性を探りやすいかなと思いますので、海沼委員のほうに、またそういうお声が聞こえてきたら、もう直接庶務課長で構いませんので、お伝えください。

なかなか、これも難しい事業かなと思いますけれども。

【海沼委員】 ですから、今年度から全部の方がいただいたので、子供たち、町会の委員さんも、青少年部の方たちも、スタンプを押しやすいということは言っていました。

【教育長】 その学年とかも、カットしなくていいということでは。

【海沼委員】 ええ、はい。

【教育長】 この事業を始めて3年たちますか。大体1つの事業は3年たって評価をしていくということもあると思いますので、今の海沼委員のご意見なども取り入れていただきながら、また今後の対応について考えていただければと思います。この、スタンプカードにかかわる子ども地域活動支援事業については、よろしいですか。

ほかに、いかがでしょうか、気づかれたこと。

どうぞ、冨尾委員。

【冨尾委員】 一般的なことなのですが、このように教育事業概要を出されていて、現場で実際に指導されている先生方や、あるいは家庭で教育をなさっている保護者の方、それから図書館では、図書館の利用者の方々に対してこういうことをやっているわけなんですけど、そういう方からのフィードバックというか、こういう事業が、ちょっとやりにくいですよとか、こんなところがよかったですよみたいなことを、実際にいただいて評価するようなことというのは、事業の中に入っているのでしょうか。

【教育長】 これは、どういうふうにお答えいただけますでしょうか。いろいろな形で、多分、事務事業の評価はやっているんじゃないかなと思うんですけども。総体的にお答えいただけますか。それとも、それぞれの担当課のほうで、こんなような形で、利用者の方なり、保護者、教員のアセスメントをやっていますよというような情報をもらえますか。

【庶務課長】 各事業のフィードバックということでございますけれども、個別の事業に対してそういう、答えをいただいて、行っているものは幾つかあろうかとは思いますが。教育委員会全体としましては、教育委員会の事務事業評価、それからこの事務事業概要というのは、一般区民に対して広く周知しているというよりも、ある程度内部の概要という書類ということで、あと、議会等にも配ってはいるんですけども、あまり区民の皆様はこの事業概要が流れているというものでもないと思うので、そういうところからすると、この事務事業概要から帰ってくるフィードバックというのは、ないという形にはなります。

一番、外部に対して出しているものとしては、教育委員会で毎年皆さん行っています、事務事業評価、これについては委員会等でご意見をいただき、ホームページにも公表しているというものでございます。その事務事業評価を見て、何か声がというところは、今のところ大きく入ってきているものはございません。

【教育長】 内容でいきますとそういうことになるんでしょうけれども、例えば、昨日も文教委員会がございまして、これの説明をして、議員の皆様から、少ない時間ではありましたがけれども、質問を受けてお答えするというようなやりとりはしていますね。また、年度末の、今、庶務課長が言った事務事業概要での、ここに書いてある事業を、それぞれ細かくチェックはいたしているところではありますね。

それぞれの担当課でもって、例えば、図書館などの利用者のアンケートをとるとか、学校は外部評価という形で、保護者や生徒の評価をもらって、ここにかかわる事業にも関連する内容としての評価はしているという状況はありますか。

【教育総合支援センター長】 一つ一つの内容については、例えばいじめ対策につきましては、いじめ根絶協議会というのが、保護者代表、あるいは地域代表の方にも参加いただいて、ご報告した内容についてご意見を頂戴する会等も設けておりますし、あるいは、就学相談に関しまして、親の会や関係機関にも入っていただいて、就学相談全体会を通じ

て、ご意見もいただくなどし、生かしております。

【教育長】 そういった内容は、直接、ここの項目そのものの評価にはならないかもしれませんが、その根幹たるような内容にかかわってくる部分はあるということで、それらが最終的に、事務事業評価として総括されるという感じでしょうかね。

これは、一般の方がこの情報を知りたいということであれば、クローズされているわけではないわけですよ。

庶務課長。

【庶務課長】 そうですね。一般の方からご要望があれば、お渡しするという形になります。

【教育長】 オープン情報ではあるということですね。

そのほか、委員の方々、いかがでしょうか。鈴木委員、どうぞ。

【鈴木委員】 最初の菅谷委員との兼ね合いなので、総合教育会議でもって決められた目標 ありましたよね。それは、ここではどこに入っている。

【教育長】 昨年度の総合教育会議等で論議された内容が、こちらの事務事業概要に、いろいろな形で反映されているんでしょうけれども、その辺具体的に示していただければ、事務局のほう、いかがでしょうか。

【指導課長】 総合教育会議で協議を行った目指すべき品川の児童・生徒像については、34ページの上から3つ目、品川区立学校教育要領の中の、品川教育の理念、方向性に反映させていきたいと考えております。

【教育長】 昨年度、学事制度審議会とも絡む中で、目指すべき子供の姿を、私どもと区長とで協議し、絞り込んだ内容はここに反映されているということになるわけですね。そうすると、ある程度、総合教育会議等の議論なども踏まえ、というような表記がここに入ってくると、そういったものからつながってここに反映されているんだという要素がわかりやすいかもしれませんね。

【指導課長】 はい。

【教育長】 そういう工夫は、どうでしょう、鈴木委員、そういうところで。もうちょっと具体的に、いろいろな言葉があったほうがよろしいでしょうね。

【鈴木委員】 この目標みたいなものは、どこかに入っていない。

【教育長】 ああ、具体的な、具体的にということですよ。教育目標は、大きくは変わっていませんよ、たしか、形式のところだけしか変わっていないので。

【庶務課長】 具体的表記という面については、少し、先ほどから菅谷委員もお話になっていたところでもあるので、多少やっばり、見直しをかけなければいけないところがあるかと思えます。

ただ、大きく、例えば教育大綱に書いてあること、それから教育目標に書いてあるところから、教育委員会の事業というのは確かに構成されているということは、特に大きくぶれはありませんので、ちょっと表記の問題として、少し工夫をしていきたいと、このように思っております。

【教育長】 今、鈴木委員も言われている、教育目標というのは、非常に重要なところで、目指す子供たちの児童・生徒像を協議したということは、やはりこちらのほうに反映されてもいいかなという思いは、私もあります。

恐らく、ほかの教育委員の方も、先ほど菅谷職務代理のほうからもあったように、よりそういったつながりが、関連性が、しっかりとしたものになっていくといいという思いもあるでしょうから、場合によっては学事制度審議会の答申が出て、今後の新しい方向性がある程度見えてきた段階で、教育構想についても、大きく見直していくことが必要になってくるのかもしれない。

【菅谷教育長職務代理者】 32年度に、小学校から新しい学習指導要領になる。

【教育長】 新学習指導要領になりますね。

【菅谷教育長職務代理者】 そのときには、新しい教育目標でないと、ちょっとおかしいなという感じがするし、東京都も出してくると思うんだけど。品川区はほかに、品川区独自でつくっていきななきゃならないから、これ、毎年変えるものじゃないと思うので、一番いい契機は、新しい学習指導要領、品川教育要領が出てくるから、つくらざるを得ないですね。

【教育長】 そうですね。新しい品川の教育要領の今後のスケジュールですが、山本統括指導主事でしょうか、どれぐらいの見通しで、これは検討していくんですか。

【山本統括指導主事】 国の学習指導要領が示されておりますので、目標としては今年度中には、品川区立学校教育要領を策定するよう準備しています。

【教育長】 となるとそこに、また、明確に児童・生徒像が入ってくるでしょうから、それを踏まえて教育目標の見直しということも視野に入れていく必要がありますという感じでお答えします。ちょっとこれは、今後に向けての宿題になるかと思います。

かなり根幹的なところで協議がありましたが、細かいことでも構いませんので、委員の方で、何かこの際お気づきになられた点がありましたら、どうぞご発言ください。また、不明な点等ありましたらお願いします。

【菅谷教育長職務代理者】 図書館のところで1カ所教えてください。50ページのところです。50ページのところの真ん中にこういうふうに書いてあるんですが、どこでできるのかなと具体的に教えていただきたいんですが、国立国会図書館の所蔵するデジタル化資料の閲覧が利用できますと書いてあるんですが、全部の館ではないかな、違うんじゃないかなと思うので、品川図書館だけですか。

【品川図書館長】 委員ご指摘のとおりでございます。品川図書館でのご利用が可能となります。

【菅谷教育長職務代理者】 わかりました。

【教育長】 だとすると、品川図書館でという表記を入れたほうが、ここもいいかもしれませんね。それではお願いしたいと思います。

そのほか、委員の方、ございませんか。では、もし何か今後気づかれた点がありましたら、直接事務局の担当課長にお問い合わせいただくということでよろしいでしょうか。

それでは、平成29年度、教育委員会事務事業概要について、よろしいでしょうか。では、本件は以上で終了いたします。

次に、日程第1、報告事項第2 平成29年度品川区電力節減方針について、説明をお願いいたします。

【庶務課長】 それでは私から、平成29年度電力削減方針についてご報告いたします。この方針は、東日本大震災以降電力需給の切迫する夏季期間において、区として節減目標

を定め、電力節減対策に積極的に取り組むものでございます。それでは、資料をごらんください。

1番でございます。4月以降の電力需要は当面安定供給を確保できる見通しではありますが、火力発電所のトラブル、猛暑の影響等により電力供給不足に陥るおそれが依然としてあるため、今年度も、7月から9月を中心に積極的に節電に取り組むことといたします。

2番をごらんください。節電目標でございます。昨年度と同様に、平成22年度比でマイナス15%といたします。また、節電に当たり、基本的な考え方でございますが、次の(1)から(4)でございます。(1)電力需要の高まる昼の時間帯を中心に取り組む、(2)区民生活に大きな影響を及ぼす業務や施設は必要最小限を基本とする、(3)区民向け貸し出し施設については、区民サービスの低下を極力招くことのないようにする、(4)イベントの際は、当該イベントの目的を留意しつつ、照明、空調の設定を控える、以上が基本的な考えでございます。

3番をごらんください。電力削減の基準については、平成22年度と比較した月間使用量とします。

最後に4番でございますが、区民、区内事業者への節電の呼びかけは、既に5月1日からサマーluckキャンペーンを展開しており、ポスター・チラシ等を通して、引き続き節電のご協力をお願いしているところでございます。

今年度も、猛暑への対応としまして、地域センターやシルバーセンター等の区有施設に避暑シェルターを用意いたします。

報告は以上でございます。

【教育長】 説明が終わりました。何か、質疑はございませんでしょうか。

【富尾委員】 マイナス15%を目標にしてということですが、昨年度は何%ぐらい削減できたのでしょうか。

【庶務課長】 昨年度は、12.8%と、ちょっと目標には達成できなかったという結果が出てございます。

【教育長】 よろしいですか。

【富尾委員】 はい。じゃあ、今年はもうちょっと頑張らなくちゃいけないことになります。

【教育長】 これは、学校ということではなくて、ほか全部公共施設を含めてということですよ。

【庶務課長】 そうですね。これは、品川区役所における電力利用の実績について出している数字でございます。これは、出先機関を含むということで。

【教育長】 全部含むということですね。ほかにございませんでしょうか。よろしいですか。じゃあ、ぜひ今年、また頑張っていただければと思います。

それでは、平成29年度品川区電力節減方針につきまして、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 では本件は終了いたします。

続きまして、日程第1、報告事項3 学事制度審議会第8回の報告について、説明をお願いいたします。

【学校計画担当課長】 それでは、私から学事制度審議会の第8回目の報告をさせてい

たきます。

第8回目は、5月17日に開催されました。この日の議題は、品川区の学校選択制という事で、前回、7回から引き続きでの議論という形でございます。具体的には、この日は委員さんそれぞれからご意見をいただく、フリートークに近い形で、それぞれのお立場から、さまざまなご意見を頂戴いたしました。非常に多岐にわたるご意見でございますので、会議のまとめという形、一定の到達点という形で、集約させていただきました。

例えば、学校選択制が学校に与えたプラス面については、管理職あるいは教員がさまざまな工夫をしたり、意欲的に教育に取り組むようになるなど、一定の成果があったということは、その場で認識を共有したいというようなまとめがございました。

また一方で、学校選択制が導入でいろいろな変化があった。これは例えば、よく言われるのが、東日本大震災があったということから、地域の方からは、防災面での懸念が寄せられていることもあるというようなことなどですね、そういった面から考えていく必要があるといったようなご意見。

それから、学校選択制によって、学校のほうから地域に出かけて絆を深める機会が増えてきたといったことがあるということで、こういったことも踏まえながら、学校選択制のあり方を見直すべきではないかということですね。

具体的には、小学校段階で、選択の幅を少し限定していくような方向も考えられるのではないかというご意見もいただきました。ただ、中学校、あるいは義務教育学校を1つのまとまりとして、地域と学校の間を深めていくという、これは学区域のほうで考えた考え方です。中学校を基本にして、その中にうまく小学校を取り込んでいって、グループとしてまとめていくという考え方でございます。

こういったものを1つのシステムとして考えたときに、こういった選択制のあり方をつくっていけばいいのかということ、きちんと整理していく必要があるかなといったご意見、あるいは、品川区が義務教育学校を積極的に取り入れたということがございますので、この義務教育学校ということをも前提とした学区域ですとか、学校選択制の議論をきちんと深めていく必要があるだろうといったことで、この日の議論は、整理されたところでございます。

学校選択制につきましては、この後、第9回、今週の15日木曜日に予定されておりますけれども、こちらでも、また引き続き議論がされる予定でございます。

私からは、以上でございます。

【教育長】 説明が終わりました。何か、ご質問等はございませんでしょうか。

いよいよ学事制度審議会のほうも、学校選択という品川の大きな特色、それが今や当たり前のようになっている状況はあるんですけども、そういった中での、課題に入っていたという状況ではあります。

【菅谷教育長職務代理者】 1点だけ。

【教育長】 どうぞ。

【菅谷教育長職務代理者】 いろんな方が、自分のお立場でお考えされて、これがいい、あれがいいと言ってくくださる、その意見は非常に貴重なものだと思います。今出てきた中でも、義務教育学校を中心にしていろんなことを考えようよというときに、最終的にどういうふうにするかというのは、提言ですから、こういうふうがいいよと話がまとまるとは

思うんですけども、やっぱりその中に、シミュレーションをして、シミュレーションの結果こうだという、今の現状の中、またこれから学校に入る、今後、生まれていない子供はできませんので、生まれる子供の在籍数分布とか、いろんなことを考えた中でのシミュレーションをせざるを得なくなってくる。

審議会の中でやるのかどうか、ちょっとわかりませんが、ある程度の目星をつけていかないと、お考えだけはいつでも出てくる。そのお考えを絞めていくためにも、シミュレーションして、こういうふうになればこうなるよとか、いろんな状況があると思うんですけど、昔と違ってコンピューターがあって、いろいろできる時代ですから、非常に面倒くさいですけど、それまでちょっと踏み込むことが必要かなという考えを、個人では持っているんですが、いかがでしょうか。

【学校計画担当課長】 実はこの学事制度審議会は、ご案内のとおり非公開でやっているものですから、なかなか細かい資料がお出しできないような状況で申しわけないと思っているんですけども、実は、議論を進めていく上では、やはり、シミュレートしたものがないと話が進みません。どうしても机上の空論になってしまうということで。

それは、審議している中でもたくさんご要望をいただいておりますので、その都度必要なものを、例えば学区域、昔でいえばどういう組み合わせにしていくと就学人口にどういった影響が出るのか、今回も、学校選択に関しましては、例えば、学校選択のやり方ですとか、組み合わせの仕方によって、どのような形で子供たちの数に影響が出るのか、あるいは学校の施設に影響が出る、そういったものを見ながらご意見をいただいておりますので、最終的には中間答申の段階で、ある程度お出しできるものについては、こういった基本的な資料をもとにお話し合いをいただいておりますというような形で、お示しができるのかなと思っていますところがございます。

【菅谷教育長職務代理者】 わかりました。

【教育長】 審議会、これは教育長がそこに答申をいただくという形で、今、諮問している内容でありますので、最終的にその答申を受けて、じゃあ事務局のほうでどういう形でそれを、どこまで何が具体化できるのかということ、さまざまな制約なり考え方の中で落としていくというふうになっていくんだろうとは思うんですけども。

中間まとめはいつごろという話でしたっけ。

【学校計画担当課長】 今のところ、中間まとめですね、今年の9月ぐらいをめどに出していただいて、それを今後、パブリックコメント等にかけていくことを考えているところがございます。

【海沼委員】 今、各町会のほうに、全部アンケートをとっていますよね。それはもう、大分回収はされているわけですか。

【学校計画担当課長】 各地区の町会長会議には出させていただきまして、昨日、最後の荏原第四地区でご説明をさせていただきました。

【海沼委員】 はい。

【学校計画担当課長】 それで、4月の終わりから順次回らせていただいているんですけども、回収状況としましては、まだ、町会さんによって多少差があるんですけども、この間、大体、全体200町会ある中で、今、60件弱ぐらいご回答いただいているようなところなんです。

それぞれ、ご説明をさせていただいてから、締め切り3週間程度を設定させていただいていますので、まだこの後、順次集まるのかなと考えているところでございます。

【海沼委員】 大変ですね、200町会あるんですね。

【教育長】 やっぱり、これからの地域のためにある学校づくりを考えたときに、町会等との連携は、特に小学校ベースはこれまでもさまざまなかわりを持ってきておりますので、それを土台として、新しい制度をつくっていく必要があるかとも思います。どこまでそれらの意見が、今の新しい、どんどん変わりゆく品川の中で反映していけるかというのは、まだこれからも協議が必要ですが、なるべく教育委員会自体が、さまざまな広い範囲からの情報を集めて、広義で検討していくということは重要なことだと思います。

いかがでしょうか。学事制度審議会につきまして、第8回の報告事項でしたが、よろしいでしょうか。

それでは、特にないようでございますので、本件は終了いたします。

次は、日程第1、報告事項4になります。品川区立学校における体罰等の実態把握について、説明をお願いします。

【指導課長】 それでは資料4、平成28年度品川区立学校における体罰等の実態把握について、資料をごらんください。

本調査でございますけれども、東京都教育委員会が、平成25年度から全区市町村を対象に調査を依頼して、それを受けて行っているものでございます。調査の趣旨としましては、体罰や、体罰の疑いがある事例を見逃さずに、迅速に対応するため、各学校における実態を的確に把握するというものでございます。

調査対象でありますけれども、これは都の調査として小学校・中学校の分類で行いますので、小学校の37校の中には、義務教育学校の前期課程、中学校15校には、義務教育学校の後期課程を含んだものでございます。

調査内容は、「体罰、不適切な指導暴言等および行き過ぎた指導(以下「体罰等」という。)、またはその疑いのある事案の実態」ということになっております。

調査方法ですが、教職員に対しては校長による聞き取り調査、児童・生徒に対しては、質問紙調査および聞き取り調査を各学校で行っています。

調査対象期間ですが、平成28年4月1日から平成29年3月31日まで、実際に行った調査の期間ですが、28年12月1日から12月22日までの期間で実施しています。その後発生した分は、順次追加で報告を上げているところです。

2番の報告数でありますけれども、学校設置数、本区におきましては、小学校・義務教育学校前期課程37校、本調査への報告のあった学校数は6校でございます。本調査への報告数ですけれども、小学校と前期課程で10人が挙げられておりまして、件数は11件となっています。10人で11件ということは、1人に対して2件挙げたケースがあるということでございます。

同じく中学校と後期課程ですが、本調査への報告のあった学校数は3校、本調査への報告数は3人、件数も3件でございます。1件につき1名ずつということになります。合計としましては設置数52校のうち、報告のあった学校数は9校、そして本調査への報告数は、13人で14件となっています。

ちなみに、体罰案件につきましては、今年度も昨年度に引き続きゼロ件ということで、

体罰に値するものは、昨年度も今年度もゼロということになりました。(2)の申告者別報告数は、それぞれ誰から情報が上がったかということを示しているものですが、1つの事案につき複数の申告者による報告があるため、(1)の報告数とは一致いたしません。

1枚めくっていただきまして、2ページをごらんください。本区の報告の内容でございます。先ほど申し上げましたように、体罰の有無はゼロ件でございます。ただし、不適切な行為としまして、暴言等が小学校で1校、中学校で1校ございます。うち、小学校で1校、暴言等と人事部でみなされた事案が、2ページの下にございます。テストを始めようというときに子供が大きな声でテストの問題文を読み始めたため、当該児童の座っていた椅子を一回蹴ったというものです。もう一件、中学校ですけれども、これは生徒に対して一回暴言を吐いたということで、これは暴言等に分類されております。

⑥番の緊急避難であります。2ページの下にありますように、廊下で給食配膳中の児童の列に全速力で走って突っ込んできた子供を制しようとして、進行方向を変えたときに勢いがついて床に転ばせて打撲を負わせたという事例でございます。これは緊急避難とみなされ、体罰ではないと捉えられたものでございます。

3ページ、4番、体罰の根絶を図るための取り組みです。毎月の校長連絡会等でも、服務事故防止に向けた指導を行っています。毎回事例を挙げながら具体的な説明をしているところですが、やはり繰り返し、繰り返し伝えるということが必要だと考えております。また、各学校においても、意識の向上ということで、教職員全員が一丸となって、体罰防止に向けた取り組みを行っていくことが必要だと思います。昨年度も、全校が教職員全員でスローガンを考え、「体罰0宣言ポスター」に記入し、職員室および学校ホームページに掲出しています。

また、教職員研修の充実、体罰根絶DVD等の活用、そして、各学校での体罰防止に向けた取り組みの強化ということで、今年度の事例として、山中小学校、戸越小学校の事例を挙げています。

山中小学校では、各学年の教員団だけではなく、それ以外の学年の教員や、スクールカウンセラー、特別支援専門員、心理士などにも相談できる学校づくりを通して、感情的な指導に陥らないようにしているということでした。また管理職が、服務事故防止に向け、さまざまな話をする機会を設けているということも伺っています。

また、戸越小学校につきましては、週ごとの指導計画、いわゆる週案簿ですけれども、自身の指導に関する点検票を張って、振り返りを行うようにしているということでございます。

ちなみに、昨年度でございますけれども、昨年度は小学校から14人、18件、中学校からは9人、20件、合計で23人、38件の報告が上がったところでございますので、今年度は、かなり件数が下がってきたと思います。ただし、体罰に近い案件もまだありますので、そうしたことも含めて、引き続き指導を行っていきたいと思っています。

私からは以上です。

【教育長】 説明が終わりました。委員の皆様の方から、何かご質問等があればお願いしたいと思います。

【富尾委員】 指導の範囲内ですとか、適切な指導と書いてあるものがあるんですけども、被害者といえますか、校長先生か児童生徒は体罰かなと思っているけれども、結果

的にはそうではなかったみたいな形の報告内容になっているんじゃないかと思うんですけども、受けたほうはそうかもしれないと思っていても、そうではないというふうに判断されているようなことというのは、やっぱり丁寧に扱ったほうがいいことかなと思うんですけども、具体的に、もしお伺いできれば、どういったようなことがそのことに該当したんでしょうか。

【指導課長】 教育長、指導課長。

【教育長】 ちょっと待ってください。今の富尾委員のおっしゃられたのは、結果的に非該当という⑦番の中にカウントされてはいるけれども……。

【富尾委員】 それで、そうなるのですか？ 非該当ということになっているのですか。

【指導課長】 はい。

【教育長】 だけどその中には、児童・生徒本人から、報告のときには出てきていたようなものもあったのではないかとということですよね。そうするとそれは、結果的にはこうなったけれども、扱いとしては非常に重要視しなくてはならないのではないだろうかというようなトーンかなと思いますが、指導課長いかがでしょうか。

【指導課長】 その点については、学校がかなり丁寧に子供からも聞き取りをしています。報告があった内容で、非該当になったものとしては、例えば、こんなものがございませ

す。授業中に児童がうるさかったときに、教員がいきなり大きな声で怒ったので、子供たちがびっくりした、これは指導の範囲内と判断されています。前期課程の事例ですので、発達段階に応じて、子供にとっては非常に怖かったと感じたケースではあるかと思いますが、実際は体罰ではないと判断されたものでございます。

以上です。

【教育長】 よろしいですか。

【富尾委員】 はい。ということは、丁寧に報告していこうという雰囲気があるからこそ、被害等が増えていくという部分では、いいのかなとは思いますが、

【教育長】 私からですけれども、そういう形で結果的には不適切な行為でもなく、体罰でもないとなったけれども、配慮が必要ですよというあたりの、学校へのフィードバックというのは、どういう形で行われるのでしょうか。

【指導課長】 こちらに上がったケースにつきましては、体罰であろうがなかろうが、やはり子供に非常に負担をかけてしまった事例でございますので、校長を通じて指導を行っているところです。また、こうした事例につきましては、先週の木曜日に、東京都教育委員会から発表されたものでございますけれども、校長連絡会、副校長連絡会で伝え引き続き体罰の根絶に向けた指導を行ってまいります。

以上です。

【教育長】 そのほか、いかがでしょうか。

【菅谷教育長職務代理者】 1点だけ、2ページのところを見ても、不適切な行為で、イの暴言等を吐いた人が、小学校に1人、中学に1人いる結果だと思うんですね。暴言の中身がわからないし、どういう状況だというのはちょっとわかりませんが、ある意味では、不適切な行為という分類になっているので、それ以降、同じ方が同じような暴言をしないようにということが一番大事だと思うんですが、そのためには管理職が指

導することもあるけれども、ご本人がどれだけわかっていらして、こういうことを言うと暴言等ということで、不適切な行為ですよというお墨つきが出たと思うんですけども、それに対して、この小学校で1名、中学で1名の先生は、どのようなご判断を自分でなされているか、そのことを多分、おつかみになっていると思うので、それをちょっと教えていただけますか。

【指導課長】 小学校の1件に関しましては、校長から指導を行ったところ、本人は非常に反省しております、また、周りの教員も、授業等の観察をしながら声をかけ合い、注意していきましようとして学校全体で気を付けていると聞いております。

ちなみに中学校の1校ですが、これに関しては、本人は、この件もあって、今、休職しているところでございます。

以上です。

【教育長】 よろしいですか。ちょっと今のことに関して、この暴言等というところまで上がってきている、この座っていた椅子を蹴ったというのは、これは暴言等に入るわけなのですか。

【指導課長】 はい。椅子を蹴るというのが、「脅かす」とか「威嚇する」という、暴言等に分類されます。

【教育長】 そういうものなのですね、わかりました。委員の方、ほかにはいかがでしょうか。

では、お考えいただいている間に、取り組み事例の山中小で出ている、「感情的な指導に陥らないようにしている」というのは、いわゆるアンガーマネジメントの研修会などをやっているのではないかなと思うのですが、こういった取り組みというのは、これは指導課長じゃないかもしれない、センター長かもしれませんが、他の学校等でもかなり広く進めている状況があるのでしょうか。

【教育総合支援センター長】 HEARTSに、直接学校から相談が入って、ソーシャルワーカーが学校に出向いて行って、校内研修会でアンガーマネジメントについてお話をする機会がときどきございます。

【教育長】 あまり多くはないですか。

【指導課長】 アンガーマネジメントなんですけれども、今回も多くの学校が上げてきております。ただ、この取り組み事例では、独自に体罰の取り組みを策定実施している例を挙げることになっていきますので、今回はそれ以外のものをということで、あえて載せておりません。

以上です。

【教育長】 わかりました。そのほか、委員の皆様方、いかがでしょうか。よろしいですか。体罰としては上がっていませんけれども、こういうような水面下のいろいろな状況はまだあるということで、引き続き、私たちも自分自身たちも含めて、子供たちとのかかわり方というものを、常に考えていくような機会をつくっていかなくてはいけないかなと思います。

品川区立学校における体罰の実態把握につきましては、よろしいでしょうか。

では、本件は終了いたします。

そのほか、ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

【教育長】 よろしいですか。それでは、先ほど決定いたしましたとおり、これからは非公開の会議を開きたいと思いますので、傍聴の方はご退出をお願いいたします。

(傍聴者退席)

— 了 —